

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
都市計画法（昭和43年法律第100号）第42条第1項	開発許可を受けた土地における予定建築物以外の建築等の許可	都市計画課

1 審査基準は、次のとおりとする。

開発許可を受けた区域においては、開発行為に関する完了公告があった後は、用途地域が定められていない区域において次のいずれかに該当するもので、市長が当該開発区域における利便の増進上若しくは開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認めて許可したものに限り、当該開発許可に係る予定建築物以外の建築物の新築等を行い、また、建築物を改築し又はその用途を変更して予定建築物以外の建築物とすることができる。

- (1) 許可申請に係る建築物が都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第2号若しくは第3号に規定する建築物又は同法第34条の2第1項の規定により建築される建築物である場合
- (2) 当該申請が同法第43条第1項第1号から第3号まで又は第5号に該当する場合
- (3) 許可申請に係る建築物が別紙－5「市街化調整区域における建築許可審査基準（令第36条）」に規定する建築物でその用途と別紙－3「技術基準」とを勘案して支障がないと認められ、かつ、当該区域に同法第41条第1項の制限を定めるに際して用途地域を想定した場合は、許可申請に係る建築物の用途がこれに適合するか又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条（用途地域）の規定に準じて例外許可ができると認められるものである場合
- (4) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第12条の規定によるもの
- (5) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第28条に基づく認定歴史的風致維持向上計画の内容に即して行われるもの
- (6) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき認定された総合化事業計画に従って行われるもの
- (7) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）に基づく活性化計画に従って行われるもの
- (8) 周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不相当と認められるもの

2 標準処理期間は、30日とする。

国、都道府県等については、市長との協議が成立することをもって、本条第1項の許可があったものとみなされる。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。